

広島県公共事業評価実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 県が実施する公共事業に関し、事業着手前から事業採択後一定期間経過した後の各段階において、事業の必要性や効果等を広島県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）により客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業採択

「事業費が予算化された時点」をいう。ただし、事業費又は着工準備費が予算化された後に都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定又は変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。

(2) 事前評価

新たに事業費を予算化しようとする事業について、事業の必要性や効果、事業費の妥当性等の視点から事業着手の是非を判断する手続であり、次章の規定に従い定められたものをいう。

(3) 再評価

事業採択後一定の期間が経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業継続の是非を判断するとともに、必要に応じてその見直しを行う手続であり、第3章の規定に従い定められたものをいう。

(4) 未着工の事業

別表1のとおりとする。

第2章 事前評価

(事前評価を実施する事業)

第3条 事前評価を実施する事業は、土木建築局及び農林水産局所管の総事業費が50億円以上の公共事業のうち、維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除いた事業とする。ただし、知事が特に必要と認める事業については、これによらず実施することができる。

2 総事業費が50億円未満の国庫補助事業のうち「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（令和6年6月27日施行）」に基づき新規事業採択時評価の手続きが

必要な事業については、総事業費の金額によらず事前評価の対象とする。ただし、当該事業に係る計画が、学識経験者等から構成される会議等の意見聴取を経て策定される場合には、委員会に代えて当該会議等で審議を行うことができるものとする。

(事前評価を実施する時期)

第4条 事前評価を実施する時期は、原則として事業実施に必要な事業費の予算を計上する前までとする。

(事前評価調書の作成)

第5条 事前評価の実施に当たり、県は、事業の必要性や効果、事業費の妥当性等の観点から、事前評価調書を作成するものとする。

(委員会の意見聴取)

第6条 県は、事前評価の実施に当たり、前条の規定により作成した事前評価調書について、委員会に意見を求めるものとする。

(事前評価の結果の公表)

第7条 県は、委員会から行われる意見の具申について、その意見を尊重し、当該事業に係る対応方針を決定し、事前評価の結果を公表するものとする。

第3章 再評価

(再評価を実施する事業)

第8条 再評価を実施する事業は、次の各号のいずれかに該当する土木建築局及び農林水産局所管の国庫補助事業及び総事業費が50億円以上の公共事業のうち、維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除いた事業とする。ただし、知事が特に必要と認める事業については、これによらず実施することができる。

- (1) 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- (3) 準備・計画段階で5年間が経過している事業（農林水産局所管事業を除く。）
- (4) 再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業
- (5) 当初の総事業費が50億円以上であって、事業着工後、総事業費の3割を超える増額が見込まれる事業

2 河川事業及びダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される会議等が設置されている場合は、委員会に代えて当該会議等で審議を行うことができる。

(再評価を実施する時期)

第9条 再評価を実施する時期は、原則として前条第1項各号の事業において定める時点を経過する日の属する年度とする。

(再評価調書の作成)

第10条 県は、再評価の実施に当たり、事業の継続、休止又は中止の対応方針の案等を記載した再評価調書を作成するものとする。

(委員会の意見聴取)

第11条 県は、再評価の実施に当たり、前条の規定により作成した再評価調書について、委員会に意見を求めるものとする。

(再評価結果の公表)

第12条 県は、委員会から行われる意見の具申について、その意見を尊重し、当該事業に係る対応方針を決定し、公表するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、事前評価及び再評価に関し必要な事項は、委員会の長の決するところによる。

附 則

この要領は、令和2年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月8日から施行する。

別表1 未着工の事業（第2条関係）

事業名	定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続き又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告知がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道整備事業	工事に未着手
整備新幹線整備事業	工事に未着手
航路標識整備事業	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手
農業農村整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
林野公共事業	用地買収手続、工事ともに未着手